

○西和賀町移住体験推進要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、西和賀町への移住体験希望者（以下「希望者」という。）に移住体験用住宅を貸し出すことにより、体験を通じて、都市住民等の定住促進を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住体験用住宅 人が住んでいない家を町が借上げて、移住体験に供するものをいう。
- (2) 体験制度 移住体験用住宅を希望者に貸し出しする制度をいう。

(移住体験住宅)

第3 移住体験住宅は、次表のとおりとする。

名称	住所	構造	部屋数
川尻移住体験住宅	西和賀町川尻	木造3階建て (部屋は2, 3階部分)	5部屋+共同スペース
太田移住体験住宅	西和賀町沢内字太田	木造2階建て (利用は1階部分のみ)	3部屋+共同スペース

(移住体験の申請等)

第3の2 体験制度により移住体験を希望する者は、西和賀町移住体験申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による移住体験の申請があったときは、内容を審査の上、その是非を西和賀町移住体験用住宅利用許可決定通知書（様式第2号）又は西和賀町移住体験用住宅利用不許可決定通知書（様式第3号）により当該希望者に通知するものとする。

3 前項に定める不許可の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 西和賀町に住所を有する者が申請したとき。
- (2) 移住体験以外の目的で、移住体験用住宅を利用しようとするとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) その他移住体験用住宅の管理上適当でないとき。

4 第2項の規定により決定通知を受け移住体験をしようとする希望者（以下「使用者」という。）

は、誓約書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（行為の禁止）

第4 移住体験用住宅においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- （2） 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失すること及び建物の改造又は改装すること。
- （3） その他管理上支障があると町長が認める行為をすること。

（遵守事項）

第5 使用者は、移住体験用住宅の使用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 常に善良な管理意識を持って使用すること。
- （2） 異常を発見したときは、直ちに町長に届け出ること。
- （3） 使用目的以外に使用しないこと。
- （4） その他、施設の借用に関し町長が必要と認める事項

（実費相当額）

第6 使用者は、別表に定める実費相当額を納付しなければならない。

- 2 前項に定める実費相当額は、移住体験期間に応じ、事前に納付するものとする。
- 3 町長は、前項により納付された実費相当額は、還付しないものとする。

（移住体験期間）

第7 1回当たりの移住体験期間は原則3日以上30日以内とし、通算60日を限度とする。ただし、町長が特に認めた場合は、期間を延長することができる。

（退去命令）

第8 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、退去を命じることができる。

- （1） 申請内容に虚偽があったとき。
- （2） 移住体験用住宅の利用に当たり、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （3） その他町長が適当でないと認めたとき。

（損害賠償等）

第9 使用者は、施設又は設備を汚損、損傷、又は滅失したときは、町長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事故免責)

第10 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わない。

(立ち入り)

第11 町長は住宅の清潔の保持、防火、火災の延焼、構造の保全、その他住宅の管理上必要があるときは、借用者の承諾が無くても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒否することはできない。

(その他の住宅の利用)

第12 住宅が移住体験住宅としての借用者がいない間にあつて、次に掲げる事由により町長が必要と認めた場合は、借用させる事ができる。この場合において、町長が必要と認めた場合は、実費相当額の全部又は一部を免除して借用させることができるものとする。

(1) 町又は町内の公共的団体が主催、後援する地域間交流や国際交流を目的とした事業での来町者が短期間居住する場合。

(2) 町又は町内の公共的団体が主催、後援する観光、イベントなどを目的とした事業での来町者が短期間居住する場合。

(3) 町が主催、後援及び連携協力して行う各種行事、調査等のために来町者が短期間居住する場合。

(4) 移住定住促進、町の宣伝広報活動に資する目的で実施される事業での来町者が短期間居住する場合。

(5) 住宅の管理上必要な場合。

(6) その他、町長が特に必要と認める場合。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表 (第6 関係)

期 間	1 日あたりの実費相当額
4 月から10月	500円
11月から 3 月	700円